

健康宣言を行い、事業所内で健康づくりに取り組みましょう！

STEP 1 健康宣言エントリーシートを提出

必要事項を記入し、エントリーシートをFAXする。

① 必須項目の白抜き部分を記入する。

② 選択項目の中から一つ以上選択する。

③ 宣言日・事業所情報を記入する。

STEP 2 健康宣言の証が届く

健康宣言の証を受付やHPに掲載し、社内外へ発信する。

※協会けんぽ大阪支部のホームページでも事業所名を紹介しています。



STEP 3 取り組みの実践

年に1回お届けしている事業所(業態別)カルテなどを活用し、取り組みを進める。協会けんぽ大阪支部の健康宣言は「健康経営優良法人」認定制度の評価項目を参考にした内容となります。



生活習慣病
予防健診のご案内



事業所(業態別)
カルテ



健康づくり
取り組み事例集

さらなる挑戦へ

健康経営優良法人認定へ

健康経営優良法人認定制度とは
地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営*を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

(経済産業省が認定制度の設計、日本健康会議において制度運営)
※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営優良法人
Health and productivity



健康経営優良法人
Health and productivity

令和4年度末時点で
大阪支部の健康宣言事業所数は

3,900社



健康宣言

できることから始める

令和3年度末

3,109社

令和2年度末

2,051社

令和元年度末

1,112社

共同で
推進して
います！

大阪府商工会議所連合会

大阪府商工会連合会

大阪府中小企業団体中央会

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

健康宣言 取り組み項目一覽

協会けんぽ大阪支部の健康宣言では、必ず取り組む「必須項目」と、1つ以上選択して取り組む「選択項目」があります。

必須項目

今後取り組む前提として健康宣言いただけます。

社員の健診受診率 100%

オススメ!

- 35歳以上の被保険者の方は協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診する。



- 40歳以上で事業者(定期)健診を受診した場合は「健診結果データ提供に関する同意書」を協会けんぽ大阪支部へ提出する。



- 会社で健診予約を行い、就業時間中に受診できるように日程調整を行う。

受診勧奨の取り組み

- 再検査、精密検査が必要とされる方への声掛けなどを行う。
- 健診費用の全部または一部を会社で負担する。
- 就業時間中に健診を受診する。健診受診時の有給の特別休暇付与を行う。
- がん検診を含む生活習慣病予防健診に切り替えを行う。

健康づくり担当者の設置(健康保険委員)

- 健康づくり担当者様は健康保険委員としてご登録させていただきます。健康保険委員とは協会けんぽ大阪支部と加入者様の架け橋となっていていただく方のことで、ご登録いただく健康づくりや健康保険事務手続きに役立つ情報等をお届けします。(登録による費用はございません。)

※全国健康保険協会大阪支部にご加入の被保険者様に限ります。事業所記号が相違する事業所のご担当者様は登録できません。

※研修等のご案内や資料配布のため、社会保険委員に対し、情報提供します。社会保険委員とは健康保険委員と年金委員が一体となって活動を共にする組織体です。

保健指導の実施率 35%以上

- 年度末までに健診機関や協会けんぽ大阪支部より、保健指導対象者の方へお知らせがあれば積極的に受け入れる。



選択項目

1~14の中から一つ以上選びましょう。各項目は日本健康会議が実施する「健康経営優良法人」認定制度を参考にしています。

社員の健康課題の把握と必要な対策の検討を行います。



1 健康課題に基づいた具体的目標の設定

- 協会けんぽ大阪支部の事業所(業態別)カルテなどを活用し、社員の健康増進のための年間計画を立てる。

2 ストレスチェックの実施

- ストレスチェックを実施し、メンタル不調者のない職場環境づくりを推進する。

健康経営の実践に向けて環境を整えます。



3 管理職または社員に対する教育機会の設定

- 協会けんぽ大阪支部のメールマガジンを活用し、内容を毎月周知する。
- 協会けんぽ大阪支部の健康講座を利用して社員向け研修会を開催する。



4 適切な働き方の実現

- 定時退社日の設定をする。
- 有給休暇取得目標の設定をする。

5 コミュニケーションの促進

- 従業員同士の交流を増やすための企画を実施する。
- 会社主催で健康増進に関するイベントを開催する。

6 病気の治療と仕事の両立支援

- 有給休暇とは別に傷病(病気)休暇制度を整える。
- 従業員の状況を踏まえた働き方を策定する。

社員の心と身体の健康づくりに取り組みます。



7 食生活の改善

- 仕出弁当、自動販売機等のメニューを改善する。
- ランチルームで栄養素やカロリーを表示する。

8 運動機会の増進

- 官公庁・自治体等の職域の健康増進プロジェクトへ参加する。
- 徒歩や自転車での通勤環境を整備する。

9 女性の健康保持・増進に向けた取り組み

- 妊娠中の女性に対する業務上の配慮を行う。
- 婦人科検診の受けやすい環境整備を行う。

10 社員の感染症予防

- 予防接種費用を会社で補助する。
- アルコール消毒液の設置など感染予防対策を行う。

11 長時間労働者への対応

- 休暇取得の勧奨、業務負担の見直し、勤務時間の制限を行う。
- 管理職による早期帰宅の呼びかけを行う。

12 メンタルヘルス不調者への対応

- 社内相談者や外部相談窓口の設置と周知を行う。
- 従業員に対する定期的な面談・声かけを行う。

13 従業員の喫煙率低下に向けた取り組み

- たばこの健康影響についての教育・研修を行う。
- 禁煙外来受診の勧奨や受診費用を会社で補助する。

14 受動喫煙対策(禁煙又は分煙)

- 敷地内禁煙を徹底する。
- 屋内での禁煙を徹底する。
- 建物内での完全分煙を徹底する。